

庄内町教育委員会議事録

平成 28 年第 8 回定例会

平成 28 年 7 月 25 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 平成28年第8回定例会 議事録

- 1 会議日程 平成28年7月25日(月)
 - 開会 午後2時04分
 - 閉会 午後4時20分
- 2 会議場所 庄内町役場立川庁舎 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
平成28年第7回定例会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 要・準要保護者の認定について
 - (3) 平成28年度第1回庄内町いじめ防止対策連絡協議会について
 - (4) 平成28年度夢サポート塾について
 - (5) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第50号 平成28年度学校施設環境改善交付金事業(仮称)庄内町新学校給食共同調理場建築工事(債務負担)請負契約の締結の申し出について
 - 日程第2 議案第51号 平成28年度学校施設環境改善交付金事業(仮称)庄内町新学校給食共同調理場機械設備工事(債務負担)請負契約の締結の申し出について
 - 日程第3 議案第52号 平成28年度学校施設環境改善交付金事業(仮称)庄内町新学校給食共同調理場電気設備工事(債務負担)請負契約の締結の申し出について
 - 日程第4 議案第53号 平成28年度学校施設環境改善交付金事業(仮称)庄内町新学校給食共同調理場厨房設備工事(債務負担)請負契約の締結の申し出について
 - 日程第5 議案第54号 平成29年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について
 - 5 協 議
 - (1) 庄内町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正(案)について
 - (2) 庄内町公民館設置及び管理条例の全部改正(案)について
 - (3) 庄内町資料館設置及び管理条例の全部改正(案)について
 - (4) 庄内町農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正(案)について
 - (5) 庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の全部改正(案)について
 - (6) 庄内町資料館設置及び管理条例施行規則の全部改正(案)について
 - (7) 庄内町教育委員会非常勤嘱託職員取扱規程の一部改正(案)について
 - (8) 庄内町公民館管理人規程の一部改正(案)について
 - (9) 庄内町社会教育に関する処務規程の一部改正(案)について
 - (10) その他
 - 6 その他
 - (1) 第9回教育委員会定例会の開催について
 - (2) その他
- 4 出席者 教育長 菅原 正志
教育委員 今野 悦次(第一職務代理者)
教育委員 池田 智栄(第二職務代理者)

教育委員 阿部 弓子
教育委員 加藤 将展

5 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長 海藤 誠
社会教育課長 本間 俊一
指導主事 和田 一江
教育課長補佐兼教育施設係長 佐藤 祐一
教育課長補佐兼学校教育係長 佐々木 平喜
社会教育課長補佐 小林 重和
社会教育係長 阿部 浩
主査兼教育総務係長 海藤 博

開 会	(午後2時04分)
教育長	開会します。2議事録承認を行います。何かございますか。ないようなので承認します。次に3報告について(1)経過報告からお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	追記、訂正等ありませんか。7月22日のつちだよしはる原画展レセプションには池田委員も出席しました。
加藤委員	7月20日の部落公民館連絡協議会研修会には私も出席しました。
阿部委員	7月22日午前9時30分から子ども子育て会議があつて私が出席しました。
教育長	他にございませんか。ないようなので(2)要・準要保護者の認定についてお願いします。
佐々木課長補佐	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなので(3)平成28年度第1回庄内町いじめ防止対策連絡協議会についてお願いします。
和田指導主事	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。
加藤委員	第1回目の目的は顔合わせだったのでしょうか、それとも実質的な協議は行われたのでしょうか。
和田指導主事	この連絡協議会で協議する内容としては、資料「いじめ問題への組織対応全体構想」に①から③まで記載されていますが、その中で今回は1回目ということでとくに①の連携強化の部分を目的に開催しましたので、情報交換をすることで、いじめは学校だけの問題でなく、各団体が連携を強めよう意識を持って頂き終えることができました。
今野委員	資料の中に「いじめ発見のきっかけ」がありますが、水面下で埋もれている部分があるかもしれないので、それをさらにどんな対策を講じたら早期発見につながるかなどの議論はされませんでしたか。
和田指導主事	今回は連携強化を図る目的で、課題を投げかけた内容でしたが、そのこともあって、その後体育協会の会長さんは中学校の指導者も全員研修会に出席するようでないだめだと認識されましたし、学童の方でも定期的に連絡会を開催しないといけないということで早速立川の方は動き出しました。このように各団体が投げかけられた課題について考えたり実践してもらって、次回はその状況や内容について協議したいと思います。そして繰り返していくことによって啓発が広まればと期待しています。
今野委員	資料によると、いじめ発見のきっかけとして、アンケート調査などによる発見

	<p>が一番多いようですが、学校に提出するよりも、学校に言い辛い人もいるし、公民館などの施設にポストみたいなものがある、誰でも報告しやすいような仕組みがあれば、早期発見にもつながるかなと思いました。</p>
加藤委員	<p>私が問題にしているのは、いじめの件数ではなくて内容なんです。資料「いじめの態様」にあるような、「蹴られたり」「たたかれたり」「金品をたかられたり」などということは犯罪ですし、発生していること自体が問題だと思います。今回1回目にこのような貴重な情報を提供されたのだから、具体的にどうするのかを議論すべきだと思います。</p>
和田指導主事	<p>認知されたものについては、学校では指導しております。資料にはありませんが、解消率というのがある、2つの中学校とも全て解消しております。また、私が心配なのは小学校の方です。資料にもあるように、全国や庄内地方でも中学校よりも小学校の認知件数が多いのですが、本町では小学校の方が少ないのです。認知件数が多いことが悪いわけではないので出してもらうように言っていますし、トラブルがあるのは当然なので、適切に対応して最後まで見届けるような指導をお願いしています。</p>
教育長	<p>認知件数といじめの数は違うと思います。一致することが大事であって、件数が多い少ないことより、実態が全て表に出る方がいいと思います。そういう点ではアンケートは大事だと思います。また、学校では認知されたものについては全て解消していますが、学校以外に起きたことも先生方が対応している現状で厳しいので、学校以外の団体の方からにも関わっていただき、いじめの状況を把握していただくというのがこの連絡協議会の意義なので理解してほしいと思います。他にありませんか。ないようなので(4)平成28年度夢サポート塾についてお願いします。</p>
和田指導主事	<p>(資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>質問等ございませんか。</p>
阿部委員	<p>教科はどのようにして決まったのですか。</p>
和田指導主事	<p>数学は学校から依頼があって毎回やります。他は講師が来られる日にあわせて設定しました。</p>
阿部委員	<p>私が聞いた話では、やはり「塾」が付くと親はすぐ期待するみたいで、高校入試のために必ず行くように思っているようですが、今の説明では、中身としては学力が足りない部分をやるのではないというのが前提ですが、そこが浸透していないようです。あとは人数が多いので大変だと思います。</p>
和田指導主事	<p>民間の塾とは違うので専門性の面では劣ります。しかし毎回出席することで、勉強しようという意欲を持続させることを大事にしていますし、講師は地域の方なので、地域とのつながりも大事にしています。去年、これでは物足りないということで途中でやめて民間の塾に移行した方もいますし、経済的に困難なのでこうした場所があるとありがたいといってくれた方もいますので、保護者と生徒の意向で来てもらえればそれでいいと思います。</p>
教育長	<p>この塾は学力の向上が目的ではないのです。学習の習慣づけとして行うものであって、一番大事なのは、地域の人に協力してもらうことに対する感謝の気持ちとか感じてもらえればと思っています。民間の学習塾とはねらいが違うことを理解してほしいです。他にありませんか。ないようなので(5)その他はありますか。ないようなので4付議事件に入ります。日程第1議案第50号平成28年度学校施設環境改善交付金事業(仮称)庄内町新学校給食共同調理場建築工事(債務負担)請負契約の締結の申し出から、日程第4議案第53号平成28年度学校</p>

	施設環境改善交付金事業（仮称）庄内町新学校給食共同調理場厨房設備工事（債務負担）請負契約の締結の申し出についてまでは、関連する議案ですので一括して審議してよろしいですか。
委員	（意義なし）
教育長	それでは一括して説明願います。
佐藤課長補佐	（資料に基づき説明）
教育長	質問等ございませんか。
今野委員	配送車は何台の予定ですか。
佐藤課長補佐	4台の予定です。
今野委員	荷台の部分に子どもたちから絵をかいてもらっても良いかなと思いました。
教育長	夢があるので意見として伺っておきます。他にありませんか。ないようなので賛成の方は挙手願います。全員賛成で可決します。日程第5議案第54号平成29年度使用庄内町立小学校、中学校及び特別支援学級教科用図書採択についてお願いします。
和田指導主事	（資料に基づき説明）
教育長	質問等ございませんか。ないようなので賛成の方は挙手願います。全員賛成で可決します。5協議に入ります。（1）庄内町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正（案）についてお願いします。
佐々木課長補佐	（資料に基づき説明）
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。（2）庄内町公民館設置及び管理条例の全部改正（案）についてお願いします。
社会教育課長	（資料に基づき説明）
加藤委員	各公民館の館長さんや地域の方たちは、公民館の指定管理者制度移行については前向きではないと思います。第4公民館がやろうとしています。最終結論は持ち越されている状況です。そういう状況を踏まえたときに教育委員会が条例改正を進めて行って、あおっているような見え方をするのはいいのか問題があります。生涯教育や社会教育は地域の方が行うものなので、地域の方を無視して前に進んではいけないし歩調を合わせるべきだと思います。教育委員会が先行して呼び水的にやることで、行政は進んでいるらしいというような見方をされないようなやり方で進めていくべきだと思います。他の公民館もやろうとしているのであればいいけれどもむしろ後ろ向きですよ。課長の説明では反対の意見は無く、方向性としては了承する意見が多い状況だったとありましたが、反対の意見が多いと思うし、第4学区の状況も注視して進める必要があると思うので勇み足にならないか心配です。
社会教育課長	6月30日の和合地域づくり会議幹事会・部落会長会合同会議の時は、まだ早いのではないかとこの見方もありましたが、各集落の段階でも部落会長さんが集落の役員会でお話している所もありましたので、方向性としては理解が進んでいるということもあったものですから、全体の座談会を開催しております。そこで反対の意見はなかったこともあり、8月10日の和合地域づくり会議幹事会・部落会長会合同会議で審議する予定ですが、可決されるものと見込まれることから、条例等の改正内容について今回協議させていただきたいと思提案させていただきました。それも時期尚早ということであれば、今回は協議からはずして8月の教育委員会でご可決頂いて町長へ申出することもできます。ただこれまでの第四学区の議論を聞いてみると地域の方は全体的に了承されているなどと思し、8月10日の可決を待たないとわかりませんが、多分ある程度可決の公算が

	大きいのかなと判断したのでこのように提案させて頂いております。
加藤委員	課長がそういう感触を得たのであればそれでいいのかもしれませんが、7月21日の第四公民館の座談会の内容は、以前計画訪問した際に聞いた話と同じ内容になっています。メリットは何かと聞くと職員のことを話すわけでそれでは住民目線じゃないという意見が出た。ようするにメリット・デメリットは誰もわかっていないのです。おそらく他の公民館長さんも、これまでの公民館事業と比較してメリット・デメリットは何かと、様子見したいということで、町の考え方に反対はしないけれども積極的に動くことはしないということです。第四公民館の動きは非常に注目されているので、課長の言うように進めていくことを前提で議論するのはいいのですけれど、こっちが主導的に戻たたいやらせているみたいなことでは良くないのかなと思います。協議の仕方とか、非公式に議論するのは問題ないのですが公に出てもいいのか詰めてから議論するべきかなと思いました。実際第四公民館の中でスタッフの皆さんはやる気満々でしょうけれども地域の人たちは果たしてどうなのかということも含めてよくわからなかったものですから質問させていただきました。
社会教育課長	今回協議事項として上程している(2)から(9)までは、当然8月10日の会議の中で了承が得られれば付議事件になりますが、了承されない場合は日の目をみないことになります。あくまでも第四公民館では、こちらから尻をたたかれて動いているとかではなく、地域づくり会議が自主的に考えて移行するということです。教育長も響ホールと体育施設が移行したばかりであともう少し様子を見ていいのではという気持ちがあることを申し上げていますが、第四学区としては今やるべきだということです。これについてはある方が発言していましたが、仕組みを大きく変えるときには、引っ張る人材が重要なので今の段階であれば引っ張る人がいてやっていけるが、この時期をはずしてしまうと大きく踏み出すことができず出来なくなってしまうおそれもあるので、今人材がいるときにやったほうがいいのではないかという意見もありました。
教育長	町の指定管理者制度移行の考え方の経緯はどうなんですか。
社会教育課長	本町には指定管理者制度導入のガイドラインがあります。このガイドラインにおいて響ホールや体育施設、公民館や亀ノ尾の里資料館も移行する施設として明記されており、町としては将来的に移行したい施設となっています。ただし指定管理者制度というのは町がお願いしたり強制してするものではないという考え方で、あくまでも地域の皆さんがやりたいという施設からやっていくという考え方です。
教育長	当初は響ホールと体育施設が今年度から指定管理者制度に移行したので、その様子を少し見ながら次のステップは公民館だと考えていたのですが、第四公民館からこういう事情でやろうと思うという意見があって、私は大前提には住民の方々の理解が無ければできませんよと事あるごとに会合のあいさつで常に言い続けてきました。それで第四学区でも何回か集まるようになった中でだんだん気運が醸成されてきて8月10日の最後の会議でまとまるのではないかという想定のもとで、そうなったらそれからこれを作ってしまうと間に合わないので準備をしておくということであって、私たちが決しておおっていると、先に進んでやろうということではないので、地域住民の方でやろうとなったら教育委員会はサポートする立場なので、落ち度の無いようにサポートする意味で今ここで協議しているという状況です。
池田委員	移行するにあたっては、旅館業法の課題があったと聞きましたが、どうなりま

	したか。
社会教育課長	その件については、県教育委員会に照会しておりますが、回答はまだきていません。そのため本条例の別表中入浴料に関する規定については削らざるをえない状況です。もし課題が解消されて問題が無ければ、必要に応じて条例を改正するしかないと思います。
教育長	他にありませんか。
加藤委員	亀ノ尾の里資料館も移行されますが、公民館事業もそうですし、公益性だったり地域性もあって収益になじまない部分があると思います。資料館の使い方というのは、行政が今までやってきた以上に民間ベースで引き受けてもらうことによって新たな使い道だったり、いろんなやり方ができる可能性があるわけですが、行政としてはどんなことを期待しているのかビジョンが大事だと思います。ただ資料として置いておくのか、亀ノ尾の発祥の生産拠点としてのメモリアル的なものにするのか、そうではなくて地域活性化のために使える要素が無いのかとか、行政としてはこんな取組みに使ってほしいなどのビジョンがあったほうがより受託しやすいと思います。
社会教育課長	地域の皆さんにもいろんな考え方があるでしょうし、資料館運営協議会の方でも、もっと別の考え方で展示をしたいという意向があるようなので、そういう点を伸ばしながらやっていければと思います。
教育長	他にありませんか。(2)から(9)までは、公民館を指定管理者制度に移行する場合に必要な条文の改正が主な内容です。各自再度確認することにして、意見やお気づきの点等あれば8月10日までに社会教育課まで連絡いただくことにしたいがよろしいですか。
委員	(異議なし)
教育長	ではそのようにお願いします。(10)その他はありますか。なければ6その他に入ります。(1)第9回教育委員会定例会の開催については、平成28年8月24日(水)午後3時30分ですがよろしいですか。なお当日の午後1時30分からは外部評価懇談会を開催しますので出席願います。
委員	(日程調整)
教育長	それでは、原案どおりお願いします。(2)その他はありますか。ないので以上で閉会します。
閉会	(午後4時20分)